

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧
対照表

第1条による改正（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨
田区条例第13号））

改 正 案	現 行
<p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第16条〔略〕 2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として墨田区規則で定める額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4〔略〕 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第30条〔略〕 2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬を基礎として墨田区規則で定める額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4〔略〕</p>	<p>〔同左〕 第16条〔略〕 2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として墨田区規則で定める額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4〔略〕 〔同左〕 第30条〔略〕 2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬を基礎として墨田区規則で定める額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4〔略〕</p>

第2条による改正（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例）

改 正 案	第1条による改正後
<p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第16条〔略〕 2 期末手当の額は、第4条の規定により決</p>	<p>〔同左〕 第16条〔略〕 2 期末手当の額は、第4条の規定により決</p>

定された給料の月額を基礎として墨田区規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3・4 〔略〕

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第30条 〔略〕

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬を基礎として墨田区規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3・4 〔略〕

定された給料の月額を基礎として墨田区規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の10、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3・4 〔略〕

〔同左〕

第30条 〔略〕

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬を基礎として墨田区規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の10、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3・4 〔略〕

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。